

平成20年度 志摩町保育所徴収金基準額表

() は2人目半額の場合

< > は3人目1/10の場合

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	0円	
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	9,000 (4,500) <900>	6,000 (3,000) <600>	6,000 (3,000) <600>
第3		市町村民税 課税世帯	19,500 (9,750) <1,950>	16,500 (8,250) <1,650>	16,500 (8,250) <1,650>
第4		40,000円未満	30,000 (15,000) <3,000>	27,000 (13,500) <2,700>	27,000 (13,500) <2,700>
第5		40,000円以上 103,000円未満	44,500 (22,250) <4,450>	37,000 (18,500) <3,700>	30,800 (15,400) <3,080>
第6	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上 413,000円未満	58,000 (29,000) <5,800>	37,000 (18,500) <3,700>	30,800 (15,400) <3,080>
第7		413,000円以上	65,000 (32,000) <6,500>	37,000 (18,500) <3,700>	30,800 (15,400) <3,080>

第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第7階層に属する世帯	ア 当該世帯の児童のうち年齢が最も高い児童 (当該児童が2人以上いる場合には、そのうちいずれか1人とする。)	徴収基準額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、年齢が最も高い児童 (当該児童が2人以上いる場合には、そのうちいずれか1人とする。)	徴収基準額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1
(注)10円未満の端数は切り捨てる		

児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表の掲げる徴収金基準額とする。

- (1)「母子世帯等」母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2)「在宅障害児(者)」のいる世帯
 - ①身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた者
 - ②特別児童扶養手当の支給対象児
 - ③国民年金の障害基礎年金等の受給者

階層区分	徴収金基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円